

重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス)

あなたが利用しようと考えている指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

実際に契約を結ぶときには、本書の内容の説明を受けたことを証するため、本書の最終面に記名押印をお願いします。

1 （介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

法人名	社会福祉法人 愛栄会
代表者氏名	理事長 栗原 毅
所在地	呉市広町字中横路2445番地
電話番号	(0823)71-6776
FAX番号	(0823)71-6799
法人設立年月	平成元年7月1日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の概要

施設の種類	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所
施設の名称・指定番号	グループホーム延寿荘 第3490500315号
事業所の所在地	〒737-0113 広島県呉市広町字中横路2445番地
管理者	川手 康行
法人の理念	家庭のような安心感とやすらぎを
当施設の運営方針	誠実と敬愛の心を大切に、うるおいとやすらぎのある生活を実現します。
開設年月日	平成27年4月1日
入居定員	18名（4階 9名、5階 9名）
電話番号	(0823)71-6776
FAX番号	(0823)71-6799
メールアドレス	aieikai.enjyusou-7.1@flute.ocn.ne.jp

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人愛栄会が設置運営するグループホーム延寿荘において実施する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	○指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症であるご利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものとします。 ○指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

3 職員体制と職務内容等

(1) 従業者の職種と職務内容

職種	職務内容
管理者	従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。
計画作成担当者	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。
介護職員	介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び支援を行います。

(2) ユニット毎の職員体制

	ユニットA（5階）				ユニットB（4階）			
	常勤		非常勤		常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
管理者		2				0		
計画作成担当者		2				2		
看護職員		0				0		
介護職員	3	3	0		3	2	1	

4 利用定員 18人（各ユニット 9人）

5 居室等の概要

延寿荘では次の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数並びに備考
居室数	18室
	1ユニット9室（4階 9室・5階 9室）
居間及び食堂	1ユニットにつき1箇所（4階 1箇所・5階 1箇所）
台 所	1ユニットにつき1箇所（4階 1箇所・5階 1箇所）
共用トイレ	1ユニットにつき2箇所（4階 2箇所・5階 2箇所）
浴 室	1ユニットにつき1箇所（4階 1箇所・5階 1箇所）
介護員室	1ユニットにつき1箇所（4階 1箇所・5階 1箇所）

6 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	内容
（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成	1 サービスの提供開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成します。 2 計画作成担当者は、介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を面談の上、説明し同意を得るものとします。 3 計画作成担当者は、利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行うものとします。 4 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成した際には、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を利用者に交付するものとします。 5 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとします。

食 事	1 栄養並びに入居者の体の状態及び嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等を提供を行います。 【食事時間】 朝食：7時30分～8時30分 昼食：12時00分～13時00分 夕食：18時00分～19時00分
排 泄	介助が必要な入居者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やオムツ交換を行います。
入 浴	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭、洗髪等を行います。
その他日常生活上の お世話	寝たきり防止のため離床に配慮、着替え・整容などのお手伝い、寝具・シーツの交換（週1回以上）、洗濯、健康管理、協力医療機関への通院、居室内の清掃、生活相談、レクリエーション、行政手続きの代行、地域行事等への参加など生活全般のお手伝いをします。
機能訓練	離床援助、散歩の同行、共同で行う家事など生活機能の維持・改善に努めます。
相談援助	利用者やご家族からの相談を受け、必要で可能な援助を行います。

7 利用料金その他の費用の額 詳細は別紙【グループホーム延寿荘 料金表】をご確認ください。

※ サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、又は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は当該サービスの利用料金を変更させていただくことがあります。

※ 利用者が入院又は外泊された場合、家賃は頂きます。

【利用料金のお支払方法】

請求

- ①利用料その他の費用は、月ごとに請求いたします。
- ②請求書は、毎月ごとの金額を明らかにした明細書を添えて、利用月の翌月15日までにご家族にお届けします。

支払い

- ①請求月の月末までに下記のいずれかの方法でお支払ください。
 - ア 振込の場合は下記の振込み先にお支払ください。
 振込口座 広島銀行広支店 普通口座 3557287
 口座名義 社会福祉法人愛栄会 理事長 栗原 毅
 - イ 利用者指定の口座からの自動振替
 ご利用いただける金融機関：広島銀行、呉信用金庫となっておりますので、ご希望の場合はご相談ください。
 - ウ 現金支払い
 本館窓口にてお支払ください。
- ②お支払を確認しましたら領収書を発行しますので、大切に保管してください。
- ③お支払いが2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず、7日以内にお支払いいただけない場合には、契約を解約させていただいたうえで、未払い分をお支払いいただくことになります。
- ④家賃については前払いをすることが出来ます。
 前払いした金額から毎月家賃相当分を償却します。
 前払いした金額は月々明細書を発行し、退居時に残金があれば返金します。

8 入退居に当たっての留意事項

(1) 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は、要介護者又は要支援2の者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者、自傷他害のおそれがない者、常時医療機関において治療をする必要がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれるものとします。

- ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

(2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行うこととします。

(3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。

(4) 入居者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めることとします。

(5) 入居者の退居

事業所との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、事業所との契約は終了し、入居者に退居していただくことになります。

- ①要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりグループホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤入居者又は代理人から退居の申し出があった場合
- ⑥事業所から退居の申し出を行った場合
- ⑦入居者が死亡した場合

(6) 入居者からの退居の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者から事業所へ退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の30日前までに退居の届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解除し、施設を退居することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③入居者が入院された場合
- ④事業所若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定地域密着型サービスを実施しない場合
- ⑤事業所若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業所若しくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、延寿荘が適切な対応をとらない場合

(7) 事業所からの申出により退居していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退居いただく場合があります。

- ①入居者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを

- 告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②入居者又は代理人によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内にお支払いいただけない場合（当事業所は文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了させていただく場合があります）
- ③入居者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入居者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
- ⑤入居者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院に入院した場合
- ⑥入居者が以下のような状況となり適切なサービスの提供が困難と判断した場合は、法人内や他の介護保険施設への申し込みを含めた協議をするものとします。

<退居について協議する場合のある入居者の心身の状況>

- ・歩行、排泄、食事、入浴等の日常生活に全介助が必要になった場合
 - ・日常的な医療的処置や、医師等による日常的な疾患の管理が必要となった場合
 - ・集団での生活に著しく影響する精神症状、行動異常が頻繁に見られる場合
 - ・認知症の原因となる疾患が急性の状態になった場合
 - ・入居者が3ヶ月以上の入院が必要と見込まれる場合
- ⑦伝染病疾患により他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認めた場合
- ⑧入居者又はその家族等によるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント言動や行動が認められ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑨入居者が長期にグループホームを離れる場合、入居者又は家族は当事業所の管理者と協議の上、居室確保に合意した時は契約を継続することができます。ただし室料、管理費を負担していただきます。

(8) 円滑な退居のための援助

入居者が事業所を退居する場合には、入居者の希望により、事業所は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- ①適切な病院若しくは診療所又は介護老人福祉施設・介護老人保健施設等の紹介
- ②居宅介護支援事業者の紹介
- ③その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

9 代理人等について

- (1) 事業所では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。
- ①代理人は、入居者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
 - ②代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、事業所と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。
 - ③連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。
- (2) 代理人の職務は、次の通りとします。
- ①入居者に代わって又は入居者とともに、同意や解約・解除の意思表示及び手続き、その他入居者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。
 - ②入居者を代理して、又は入居者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。
- (3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。
- ①入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の債務を負担すること。
- (4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。

- ①利用契約が終了した後、事業所に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

- ①連帯保証人の負担は、極度額100万円を限度とします。
- ②連帯保証人が負担する債務の元本は、入居者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- ③事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- ④連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、入居者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

10 秘密保持等

事業所及び従業者は、業務上知り得た入居者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11 サービス提供に関する苦情・相談について

グループホーム延寿荘におけるサービス提供に関する苦情やご相談を専用窓口で対応します。

サービス提供に関する苦情・相談がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。

当事業所の窓口	〒737-0113 呉市広町字中横路2445番地 TEL (0823)71-6776 相談担当者 川手 康行 受付時間 9時00分～17時00分
公的団体の窓口	呉市役所介護保険課 TEL (0823)25-2626 FAX (0823)22-8529 受付 月～金曜日(土日祝日を除く) 8時30分～17時15分 広島県国保連合会介護保険課 TEL (082)554-0783 FAX (082)511-9126
苦情処理第三者委員	○氏名 新名谷 敏美 ○氏名 島 靖子 住所 呉市郷原町642-1 住所 呉市阿賀北2-5-19 TEL 0823-77-0059 TEL 090-6406-9671 ○氏名 駄賀 健治 住所 呉市安浦町内平540番地 TEL 080-5235-1130

12 衛生管理

事業所及び従業者は、サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、措置を講じます。

13 緊急時の対応

サービス提供時に入居者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

14 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を

密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

防火設備	消火器・スプリンクラー・カーテン等防災
避難訓練	年2回（内1回は夜間想定）避難訓練を実施します。

15 虐待防止のための措置に関する事項

入居者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、入居者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

入居者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

16 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

17 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入居者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

身体的拘束	利用者ご自身または他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事前にご家族に連絡し了承を得るものとし、併せて下記について記録します。 ①やむを得ず身体的拘束を行う理由 ②身体的拘束の方法・内容 ③身体的拘束の開始日時、終了予定日時、終了日時 ④身体的拘束を行っている間の利用者の様子 ⑤身体的拘束に代わる方法について検討した処遇会議等の結果
-------	---

18 協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

名称	診療科目	所在地
呉記念病院	整形外科、内科、泌尿器科、リハビリテーション科	呉市郷原町2379番地42
呉記念クリニック	内科、外科、整形外科	呉市阿賀北3丁目4-11
しげる歯科クリニック	歯科	呉市郷原町字地蔵平7251
西川歯科医院	歯科	呉市広中新聞2丁目5-7

※緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

19 地域との連携など

(1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

(2) 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、

利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議を開催します。

(3) 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表します。

20 業務継続計画の策定等

(1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

21 損害賠償について

(1) 当事業所において、事業所の責任により入居者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、入居者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、入居者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

(2) 事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ①入居者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ②入居者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③入居者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④入居者又は代理人が、事業所及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合
- ⑤事業者は、天災・事変・その他不可抗力及び火災・盗難あるいは外出中の不慮の事故により、入居者が受けた損害・災難等に関しては損害賠償責任を負わないものとします

22 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有り
実施した直近の年月日	令和8年3月3日
実施した評価機関の名称	広島県シルバーサービス振興会
評価結果の開示状況	有り（令和8年6月1日）

23 入居に当たっての留意事項

お持ちいただく物	介護保険被保険者証、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、障害者手帳、重度心身障害者医療費受給者証(お持ちの方のみ) 健康手帳
面会	時間 9時00分～17時30分
外出	外出を希望される場合は、職員にお声掛けください。 外出時は、18時00分までにお帰りください。

居室の利用	①設備・備品は本来の用途に従って使用してください。これに反した利用により破損した場合、弁済していただくことがあります。 ②館内は禁煙です。
事業所内における 禁止行為	①宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。 ②喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。 ③事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。 ④指定した場所以外で火気を用いること。 ⑤故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。 ⑥他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。

24 その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備するものとします。
- (2) 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- (3) 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低3年間は保存するものとします。

25 連絡方法について

ご家族様等とのご連絡は第1連絡方法として電話で行わせていただきますが、お電話がすぐに繋がらない場合に備えて、第2の連絡方法をご登録いただき、利便性と迅速・確実な連絡体制を作りますので、下記の3つの連絡方法からご希望の連絡方法を1つお選びください。

- ① ☐ LINE ② ☐ ショートメール ③ ☐ 電子メール ※登録方法は別途ご案内します。

グループホーム延寿荘「指定認知症対応型共同生活介護及び
指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス」重要事項説明書

説明年月日 令和 年 月 日

(事業者)

法人名 社会福祉法人 愛栄会

理事長 栗原 毅

(事業所)

所在地 呉市広町字中横路2445番地

事業所名 グループホーム延寿荘

管理者氏名 川手 康行 印

指定地域密着型サービスの提供開始に当たり、入居者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に
基づいて重要な事項を説明し交付しました。

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

(契約者) 私は、利用契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型
サービスの提供開始に同意し受け取りました。

入居者住所 _____ 氏名 _____ 印

(代理人) 私は、契約者の意志を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住所 _____ 氏名 _____ 印
電話番号 _____ 続柄 ()

(連帯保証人兼身元保証人)

住所 _____ 氏名 _____ 印
電話番号 _____ 続柄 ()